

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年1月21日午後1時30分から令和4年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第1回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には16番高橋新一委員、17番佐藤浩幸委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、報告第3号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——  
 質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。

議 長 日程第 7、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請  
 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につ  
 いて、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 議 長 ——全員挙手——  
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しまし  
 ました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定につい  
 てを議題とします。事務局、説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 ここで、利用権設定番号 1 番から 3 番の案件について、5 番高橋重  
 貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますの  
 で退席を命じます。  
 議 長 ——第 5 番委員 退席——  
 これより利用権設定番号 1 番から 3 番の案件について質疑に入ります  
 第 1 3 番委員 13 番 及川です。以前も質問しましたが、この法人は面積が増えて  
 きていることについて、アルバイトを雇う話があるようですが実績が  
 まだありません。現在の状態で、このまま面積を増やすことについて  
 事務局はどのようにお考えですか。  
 議 長 事務局、説明を求めます。  
 事務局 局長 13 番及川委員のご質問にお答えします。2 カ月前にもこの委員会の  
 場でご質問をいただきました。借受人の法人については、労働力を増  
 やす予定とのことですが、この雪の時期ということで実際の確認は取  
 れておりません。以前のご質問の際に、農地を適正に管理していただ  
 くよう高橋委員に伝えたところなので、今後の取組を見ていきたいと  
 思っております。もしも耕作が追いついていないようであれば、情報  
 をいただければ事務局の方から指導をしていきたいと考えておりま  
 す。

議 長 13 番及川委員よろしいですか。  
 第 1 3 番委員 はい。  
 議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号 1 番から 3 番の案件について、原案のとおり決定す

ることに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5番高橋重貴委員の入席を許します。

——第5番委員 入席——

議

長

5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議

長

続いて、利用権設定番号22番及び23番の案件について、6番名和和弘委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第6番委員 退席——

議

長

これより利用権設定番号22番及び23番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号22番及び23番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

6番名和和弘委員の入席を許します。

——第6番委員 入席——

議

長

6番名和和弘委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議

長

それでは、議案第2号の所有権移転、所有権移転取下申請、利用権設定番号4番から21番及び24番から55番並びに計画公告撤回の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第7番委員

7番 高橋です。大森・鳥の海上地区の基盤整備事業に係る利用権設定について質問します。以前の利用権設定を撤回して、今回の利用権設定により約一年間工期を延ばすようですが、これは15年間かかってできないという予想なのでしょうか。今回の変更により営農計画に支障がなければよいのですが、工期を延ばす理由についてお伺いします。

議

務

長

事務局、説明を求めます。

7番高橋委員のご質問にお答えいたします。中間管理事業を活用する基盤整備事業は15年以上の利用権設定をしなければならないのですが、現在結んでいる期間は14年数カ月で、15年を満たしていないことが判明したため、一度取下げ、再度利用権設定を行うものです。

議

第7番委員

長

7番高橋委員、よろしいですか。

はい。

議

第17番委員

長

ほか、質疑ございませんか。

17番 佐藤です。利用権設定に所有者が亡くなっている人の名義の農地を相続予定人が貸すという案件があります。新規については、日にちがたっておらず仕方ない部分もあるのかと思いますが、再設定にも同様の案件が見られるため、このような契約の形態が解消されるといいと思います。申請の際に指導等の体制はとっているのでしょうか。

議 事	務	長 局	<p>事務局、説明を求めます。</p> <p>17 番佐藤委員のご質問にお答えします。貸付人が相続予定人となる農地の賃貸借についてですが、私たちも申請の際には今後大変になるので相続登記を進めていただくように話しておりますし、一方で農地が荒れないように賃貸借契約を進めております。しかし、借受人が申請にいらっしゃる場合が多く、所有者にお伝えいただくようお願いはしておりますが、実際は伝わっていないこともあるかと思うので、そのような対応については今後考えていきたいと思います。</p>
議 第 1 7 番 委 員 議	議	長 員 長	<p>17 番佐藤委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほか、質疑ございませんか。</p> <p>——なしの声あり——</p>
議	議	長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。</p> <p>——なしの声あり——</p>
議	議	長	<p>討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。</p> <p>議案第 2 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>——全員挙手——</p>
議	議	長	<p>挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。</p>
議	議	長	<p>これで、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>令和 4 年第 1 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。</p>

時間 14 時 00 分